

携帯電話等周波数有効利用方策委員会 CDMA2000高速データマルチキャリア方式作業班 運営方針 (案)

1 調査事項

「携帯電話等周波数有効利用方策委員会」(諮問第81号)に関する調査の中の「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」について、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させる。

2 作業班の運営等

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査研究の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 作業班において調査された事項については、主任が取りまとめ、これを委員会に報告する。
- (7) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

作業班の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課がこれに当たる。